

# 令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 業務委託 仕 様 書

## 1. 委託業務名

令和8年度 企業におけるジェンダー平等推進 PR 業務委託(以下、「委託業務」という。)

## 2. 業務の趣旨

滋賀県では、働きやすい職場づくりや人材確保、企業価値の向上を支援することを目的に、平成 27 年度から「女性活躍推進企業認証制度」(以下、認証制度という。)を創設し、運用している。しかしながら、制度創設から 11 周年を迎える令和7年度においても、県内に約3万2千社存在する企業のうち、認証を取得しているのは 314 社にとどまっている。特に、最高位である三つ星認証企業は 15 社に過ぎず、認証企業全体の 5%にも満たない状況である(令和8年 1 月時点)。その背景には、制度の認知不足や、新規認証取得・ステップアップ申請手続きに要する負担に対し、認証取得のメリットが十分に認識されていないことがあると考えられる。

このため、県民や求職者に対しては、認証企業は「誰もが柔軟に働きやすい」「女性活躍の取組の実績が公表され、安心して働ける」といった認知を広げるとともに、企業に対しては、認証企業は「人材を確保しやすい」「人材が定着しやすい」「従業員のエンゲージメントを高められる」といったメリットの広報・啓発を強化する必要がある。

そこで、Web や SNS 等を活用することにより、認証制度本来のメリットを広く企業や県民、求職者に周知する。そうすることで認証制度の信頼性・社会的価値を向上させ、新規認証取得・ステップアップ申請を促し、認証企業数の拡大を図る。

## 3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

## 4. 委託業務の概要

認証制度の認知拡大

## 5. 委託業務の対象

本業務の主なターゲットは以下のとおり。

県民(特に県内中小企業、求職者)

## 6. 委託業務の内容

委託業務の内容は次のとおりであるが、本業務に上乗せ提案することも可とする。

### 認知拡大

#### ア. 概要

広報媒体を活用するなどにより、企業に限らず県民や求職者も対象として認証制度の認知を拡大し、認証制度の信頼性・社会的価値を一層高める。これにより、就

職活動等における企業選択の重要な判断材料として活用されること等につなげる。

#### イ. 内容

- ・認証制度の魅力、メリット等を訴求するためのコンテンツ制作  
（例）三つ星認証企業を対象としたインタビュー記事の作成・掲載など
- ・Web 広告などを中心とした情報発信  
出稿額：純出稿額で税抜 40 万円以上

#### ウ. 留意事項

- ・内容例の「インタビュー記事の作成・掲載など」については、あくまで一例であり、効果的な提案を広く募集する。
- ・情報発信について、掲出媒体は任意だが、効果的だと考える根拠を併せて明記すること。
- ・受託者は業務を実施するに際して必要な一切の設備、人材、教材・資料を準備するものとする。
- ・コンテンツ制作にあたり撮影・取材等を行う場合は、台本等を事前に作成し、当課と協議の上、実施すること。
- ・情報発信について実施後、広告配信実績を報告すること。

＜記載内容例＞

属性データ(年齢・性別・視聴時間等)、費用対効果、考察 など

#### 7. 特記事項

- (1) 受託者は、「6. 委託業務の内容」の業務に付随する業務を行うものとし、業務実施にあたり、専任担当者を配置し、本業務の進捗を管理する。また、事前に全体スケジュール表またはタスクリスト等を作成し、全体の流れを明示すること。
- (2) 本件「令和8年度 企業におけるジェンダー平等 PR 業務」の委託費の支払いは、完了後に一括して支払う。
- (3) 本業務の履行に際し使用する著作物等については、肖像権、著作権、商標権その他の諸権利を侵害することのないよう必要な手続きを行い、これに必要な経費は委託費に含むものとする。また、これらの知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (4) 本事業により作成される成果物の著作権(著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。)は、成果物が納品されたときに受託者から県に譲渡されるものとする。また受託者は、県および県が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり関係法令を順守すること。  
特に、Web 広告については、「PR」「プロモーションを含む」など、本件が広告である旨を明示し、視聴者等が誤解しないようにすること。
- (6) 仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。